

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する目標
 ① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	1) 施設設備の充実 ○ キャンパスマスタープランに基づき、快適なキャンパス環境の整備、高機能な施設の整備を図る。 2) エネルギー管理 ○ 環境の観点から適切なエネルギー使用を行い、削減に努める。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	ウェイト
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 1) 施設設備の充実に関する計画			
【31】 キャンパスマスタープランを更に充実させるため、緑のマスタープラン、建築設備マスタープラン、構内総合交通計画、防犯計画など、主題別の計画をキャンパスマスタープランの中に位置づけ、快適性・高機能性を順次実現する。	【31-1】 快適なキャンパス環境の整備を図るため、見直しを図った構内の総合交通計画に基づき、快適なキャンパスの整備・運用を推進する。	III	
	【31-2】 引き続き、「建築設備マスタープラン」(照明設備、空調設備、消防設備、給水設備、ガス設備)に従い、省エネ型機器への更新に取り組むとともに、経費削減のため給水設備の井水利用の促進について検討を進める。	III	
	【31-3】 安全で高機能なキャンパス環境の維持保全を図るため、見直しを図った建物入口施錠整備計画に基づき、実施方法を検討する。	III	
【32】 施設使用指針に基づき、アカデミックプランとフィジカルプランの対応を図り、公平性の観点から施設の管理・運用を行う。	【32-1】 キャンパスマスタープランにおいて、教育組織の変更等とフィジカルプランとの整合性を図るため、学域毎の再配分案に基づき立案した運用計画の実施を推進する。	IV	
2) エネルギー管理に関する計画			
【33】 本学が全学取得しているISO14001及びエネルギー管理標準に基づき、適切なエネルギー使用を行う。	【33-1】 ISO14001の全学認証取得を維持し、環境マネジメントシステムの運用を継続する。本学のエネルギー管理標準に基づき、省エネ機器の適切な運用と省エネ活動を継続的に推進する。	III	
		ウェイト合計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する目標
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	1) 安全管理体制の確立 ○ 高度な教育研究活動を円滑に行い、安全で衛生的な環境を確保するため、全学的な安全管理体制を更に充実させるとともに、十分な安全衛生教育を教職員及び学生を対象に行う。 ○ 情報管理の徹底を図り、情報セキュリティを高める。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	ウエイト
2 安全管理に関する目標を達成するための措置 1) 安全管理体制の確立に関する計画			
【34】 本学の総合的な安全衛生管理対策を企画・立案・実施するために組織した安全管理センターについては、多岐にわたる関連法令を一元的に把握し遵守できる体制とするために、安全と環境が密接に関係することを踏まえ、環境・安全管理センターに拡充改組する。	【34-1】 環境と安全を一元的に統括管理する環境安全委員会（仮称）への拡充改組に伴う各種委員会等の規定の見直しを進め、改訂を行う。	Ⅲ	
【35】 関連法令等を踏まえ、施設、設備及び作業面での管理を十分にし、定期的な点検・改善を行うとともに、ISO14001認証で培った活動を安全管理と連携させ、全学的な環境安全問題への取組みを進める。このため環境安全衛生に関する講習会を実施し、構成員及び学生の環境安全衛生管理意識を向上させる。	【35-1】 安全衛生巡視システムが一部の教職員に負担過多とならないよう、更に資格取得を推進し、部局毎に複数の有資格者の確保を目指す。また、効率的かつ実質的な自主点検システムを目指して随時見直し、全学的職場巡視体制の整備を目指す。環境及び安全衛生に関する講演会、講習会を継続的に実施し、構成員及び学生への環境安全衛生管理に関する教育の徹底と意識向上を図る。	Ⅳ	
【36】 危機管理マニュアルを不断に改定し、危機管理を充実させるとともに、法定の安全衛生委員会からの意見等を速やかに反映した改善ができる体制を構築する。	【36-1】 緊急時の危機管理マニュアル等を見直し、危機管理体制の充実を図る。引き続き、学内や安全衛生委員会からの意見等を速やかに安全管理センターで検討し、改善を進める。	Ⅲ	
【37】 学内の情報セキュリティの確保・向上に必要な体制や規則等の整備充実に取り組むとともに、教職員の情報セキュリティ意識を向上させるため、計画的に研修等を実施する。	【37-1】 引き続き、情報化推進委員会において、情報セキュリティに関する体制の見直し及び規則等を整備する。	Ⅲ	
	【37-2】 前年度作成された改善策をもとに、教職員の情報セキュリティ意識向上のための研修等を実施するとともに、参加者アンケートを実施し、研修等の内容を検証の上、次年度に向けて改善策を作成する。	Ⅲ	
		ウエイト合計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する目標
 ③ 法令遵守に関する目標

中期目標	1) 経理の適正化等 ○ 公的研究費の不正使用の発生を防止するため、公的研究費の適正な管理と効率的な使用に関するマニュアルや不正使用の防止対策として講ずるべき必要な事項を全構成員に周知することにより、経理の適正化を推進する。 2) その他の法令遵守 ○ 社会的に信頼される国立大学法人として、法令を遵守し、適正な法人運営を行う。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	ウェイト
3 法令遵守に関する目標を達成するための措置 1) 経理の適正化等に関する計画			
【38】 公的研究費の不正使用を未然に防止するため、「公的研究費の不正防止等対応マニュアル」の不断の点検・見直しを行うことにより実効性を高め、全構成員に周知するとともに、納品等の事実確認の徹底を図るため、検収体制を充実・強化する。	【38-1】 「公的研究費の不正防止等対応マニュアル」の不断の見直しを行い、周知を図るとともに、引き続き、公的研究費の不正使用を未然に防止するため、新規採用者及び研究補助者等を対象に外部資金等の取扱いに関する注意事項、物品請求システムの入力方法等に関する研修を実施し、周知徹底を図る。	III	
【39】 不正防止計画を公表し、学内外に周知するとともに、公的研究費の適正な使用について、学内研修会や科学研究費補助金に関する説明会等において教職員及び取引業者に対して周知徹底を図り、経理の適正化を推進する。	【39-1】 引き続き、不正防止計画や公的研究費の使用上のルール等の周知徹底を図るため、学内研修会や説明会を実施するとともに、取引業者からの未払金調査を行う。	IV	
【40】 公的研究費の事務処理の適正化を図るため、適正経理推進室やK I Tビューローとも連携し、内部監査体制を強化する。	【40-1】 引き続き、契約手続きの適正性に関し、四半期毎に監事に対して調達状況の報告を行う。また、これまでの実績を踏まえた新たな視点による監査方法を検討し、外部監査員と協力のうえ監査体制を充実させる。	III	
2) その他の法令遵守に関する計画			
【41】 大学の使命や社会的責任を果たすことができる法人運営を行うために、法令遵守のための仕組みを整備する。	【41-1】 法令遵守の仕組みの整備の一環として、法令の制定・改定に注視し、関連規則の整備、制定を行う。	III	
		ウェイト合計	

(4) その他業務運営に関する特記事項

○地域コミュニティ拠点及びグローバル拠点の形成に向けた施設整備

地域コミュニティ拠点の形成に向けた取組の一環として、地域に根ざした実践的な教育研究活動を更に発展させていくため、地域貢献の中核を担うに十分な機能を整えた施設として、「15号館（COCプラザ棟）」が平成26年7月に竣工した。本施設は、テレビ会議システムを備えた遠隔講義室、化学実験が行えるラボ等を備える共同利用スペースとして、シンポジウム、ワークショップ等の開催や連携自治体へも提供可能なものとしている。また、世界一線級研究者と本学の教員・学生、さらには地元企業等も含めた交流空間として、平成27年3月、「TECH SALON」を棟内に開設し、連携大学のサテライトオフィス等の用途に活用することとしている。

また、グローバル化拠点の形成に向けた取組の一環として、本学に在籍する外国人研究員や留学生と日本人学生の共同学習の場として、附属図書館内に「グローバルcommons」を整備し、平成27年4月から運用することを決定している。commonsには、グループスタディやディスカッション用のスペース等を備えており、外国人留学生や言語学習者を支援するコンシェルジュを配置することとしている。

<関連計画：【32-1】>

○国際規制物資が管理下でない状態で発見されたことに対する再発防止策

平成25年9月3日に国際規制物資であるトリウム化合物が発見されたことを受け、調査結果への責任を明確にした教員の自己点検調査、特別調査WGによるサーベイメーターを用いた実地調査など徹底した全学調査を行った。これら調査時に新たに未登録国際規制物資が発見されたが、発見後直ちに指定保管場所に移管し、追加登録手続きを行った。外部への放射線漏洩は一切なく、発見場所も汚染のないことを確認している。

今回の要因が退職教員より引き継いだ試薬の管理不十分であったことから、再発防止策として、引継試薬も含めた化学物質管理システムへの登録徹底とともに、関係法令及び学内規則の遵守の徹底を図るべく教員及び学生への教育研修を行い、環境マネジメントシステムの内部監査で管理徹底について周知されているかを確認することとした。また、引継試薬で不用となっている試薬等を対象に、全学で不用試薬の処分を行った。これらを通じ、平成27年3月退職教員の試薬引継を円滑に行ったが、今後については安全管理センター等で学内規則改正等による引継の制度化に向け協議している。

<関連計画：【35-1】、【36-1】>

○公的研究費の不正使用防止に向けた管理体制の強化

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正されたことを受けて、平成26年12月、本学の公的研究費取扱規則を改正し、以前から置かれていた最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（学長が指名する理事）に加え、部局等における公的研究費の適正な運営及び管理に係る実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者及び副責任者を置き、各構成員の監督や教育等を行う体制とした。

平成27年3月、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に受講を義務づけたコンプライアンス教育を実施するとともに、本学の規則等を遵守する必要があることを意識づけるために誓約書を徴取した。さらに、主要な取引業者200社からも、不正に関与しない旨の誓約書を徴取した。

また、換金性の高い物品は金額に関わらず少額備品と同様の登録管理を開始したほか、非常勤雇用者について事務部門での雇用管理を徹底するなど、具体的な不正防止の取組も進めている。

<関連計画：【39-1】、【41-1】>

○研究活動における不正行為の防止に向けた取組

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が定められたことを受けて、平成27年3月、本学の研究活動における不正行為等の取扱いに関する規則を改正し、不正防止活動や告発等への措置に係る責任体制を明確化するため、最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（学長が指名する理事）を置いた。部局の研究活動上の不正行為防止に係る実質的な責任と権限を持つ者として、研究倫理教育責任者及び副責任者を置き、各教職員への研究倫理教育や改善指導を行う体制とした。また、全理事等で構成する研究活動不正防止対策室を設置し、不正防止計画を策定、実施することとしている。計画の中では、研究データの保存・開示に関するルールや、研修会の開催等について定める予定である。

さらに、平成27年3月、全教員に受講を義務づけたコンプライアンス教育を実施し、研究倫理についての啓発と、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正内容及び本学の取組の周知を行った。

<関連計画：【39-1】、【41-1】>